

令和6年第3回臨時会

鬼北町議会会議録

開会 令和6年11月15日

閉会 令和6年11月15日

鬼北町議会

令和6年第3回鬼北町議会臨時会

令和6年11月15日（金曜日）

○議事日程

令和6年11月15日午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 承認第6号 町長の専決処分（令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第4号））の承認について

日程第5 議案第62号 工事請負契約（多世代交流施設新築工事（建築工事））の締結について

日程第6 議案第63号 工事請負契約（多世代交流施設新築工事（電気設備工事））の締結について

日程第7 議案第64号 工事請負契約（多世代交流施設新築工事（機械設備工事））の締結について

○本日の会議に付した事件

議事に同じ

○出席議員（12名）

1番	坂本一仁	2番	兵頭稔
3番	高橋聖子	4番	中山定則
5番	山本博士	6番	赤松俊二
7番	松下純次	8番	芝照雄
9番	福原良夫	10番	松浦司
11番	末廣啓	12番	程内覺

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 渡辺美枝 書記 都浩明

○説明のため出席した者

町長	兵頭誠亀	副町長	井上建司
総務財政課長	水野博光	企画振興課長	小川秀樹
農林課課長補佐	新谷茂		

○副議長（末廣 啓君）

起立をお願いします。

礼。

○議長（程内 覺君）

改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和6年第3回鬼北町議会臨時会を開会します。

（午前9時00分 開議）

○議長（程内 覺君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めまして、おはようございます。

令和6年第3回鬼北町議会臨時会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。

さて、ご案内のとおり先の衆議院選挙の結果を受け、今月11日に特別国会が開催され新内閣が発足したところであります。新たな経済対策を含んだ補正予算も編成されるような報道も出ております。町といたしましても国政の動きに注視しスピード感を持った対応をしていきたいと考えております。

さて、本日の臨時会には、専決処分に伴う一般会計補正予算1件、工事請負契約の締結3件を提案いたしております。

御審議程よろしくお願い申し上げまして、令和6年第3回鬼北町議会臨時会の招集挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（程内 覺君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、5番、山本博士議員、6番、赤松俊二議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定について、を議題とします。

お諮りをします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため出席を求めている者を報告します。

町長。

町長を通じ、副町長、総務財政課長、企画振興課長、農林課課長補佐の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第6号 「町長の専決処分（令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第4号））の承認について」を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、承認第6号、町長の専決処分（令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第4号））の承認について、専決処分の報告をいたします。

令和6年10月27日に衆議院議員選挙を執行する必要が生じたこと、また、別件災害復旧事業について早期に着工する必要が生じたため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

予算内容の詳細につきまして、総務財政課長が説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○総務財政課課長（水野博光君）

それでは、日程第4、承認第6号、一般会計補正予算（第4号）について、御説明をいたします。

はじめに、歳出予算から説明しますので、予算書7ページをお開きください。

2款、4項、4目、衆議院議員選挙費につきましては、10月27日執行の衆議院議員選挙に係る経費を計上いたしております。1節、報酬につきましては、投開票に係ります投票管理者、開票管理者、また、立会人、選管事務局の会計年度職員等の報酬を計上しております。3節、職員手当費につきましては、投開票に係ります正職員、会計年度職員の時間外手当を計上いたしております。

それから、11節役務費の通信運搬料につきましては、入場券を発送します郵送料等を計上いたしております。合計で1,170万6,000円の計上となっております。

次に10款、1項、1目、農地農業用施設災害復旧費について、御説明いたします。12節、測量設計委託料499万4,000円につきましては、令和6年台風10号による農地農業用施設災害に係る測量設計委託料を計上しております。次に10款、1項、2目、林道施設災害復旧費の14節、災害復旧工事請負費2,900万円につきましては、令和5年度災害、林道藤川線に係る復旧工事の変更に伴う増額補正であります。

次に、歳入予算について御説明しますので、6ページを御覧ください。

15款、2項、7目、災害復旧費県補助金、1節、過年補助林道施設災害復旧費県補助金2,375万1,000円は、林道藤川線の災害復旧工事に係る県補助金となります。

15款、3項、1目、総務費委託金、6節、衆議院議員選挙費委託金 1, 170万6, 000円は、歳出の2款、4項、4目、衆議院議員選挙費に係る県委託金であります。

次に18款、2項、1目、財政調整基金繰入金、1節、財政調整基金取崩し614万3, 000円につきましては、事業に係る財源を調整するものであります。

次に21款、1項、9目、災害復旧債、2節、林道施設災害復旧事業債410万円につきましては、林道藤川線の災害復旧工事の増額により増額補正をするものであります。

次に第2表、地方債補正について御説明いたしますので、3ページをお開きください。

この表は、歳入、21款に計上しております災害復旧事業債を追加するもので、起債の限度額を410万円、起債の方法は、借入先を財務省・市中銀行ほか、借入方法：普通貸借又は証券発行、借入年度：令和6年度、利率：3.0%以内、償還の方法：10年以内（内据置2年以内）としております。

次に、給与費明細書について、御説明しますので、8ページをお開きください。

給与費明細書につきましては、全て、衆議院議員選挙に係る補正となります。

1の特別職について御説明いたします。比較の行で説明いたします。

その他の特別職131人、報酬139万4, 000円の増は、投票管理者、立会人等の選挙管理委員の増であります。

9ページを御覧ください。一般職について御説明いたします。

9ページにつきましては、正職と会計年度の合計の表となります。比較の行で御説明いたします。

職員数7人及び報酬146万6, 000円の増は、会計年度職員の増、時間外勤務手当550万5, 000円の増については、正職及び会計年度職員分の増となっております。

10ページ以降は内訳となりますので、説明を省略いたします。お目通し願います。

以上で、説明を終わります。御審議の程、よろしく願います。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（山本博士君）

7ページの歳出の部分ですが、10款、1項、1目、12節の委託料、令和6年度の災害という説明がありましたが、もう少し詳しく、何件ぐらいなのか教えてください

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長補佐が答弁いたします。

○農林課長補佐（新谷 茂君）

今ほどの質問ですが、この予算は、令和6年8月28日から31日にかけての台風10号によって被災した農地・農業用施設の災害査定が12月2日から4日に実施されるため、災害査定用の測量設計委託業務に係る予算となります。

今回被災した農地・農業用施設の申請箇所は、農地が7か所、農業用施設が1か所あり、申請に必要な構造計算などの専門的な知識を有する資料作成や現地測量を行い、査

定設計書作成までの期間が少なく、災害査定に間に合わせる必要があるため、専決での予算計上とさせていただきます。農地の7か所につきましては、北川、西野々、下大野、川上に各1か所、父野川下に3か所ございます。農業用施設は水路で沢松に1か所あります。以上です。

○議長（程内 覺君）

山本議員、了承ですか。

○5番（山本博士君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

他ありませんか。

○6番（赤松俊二君）

7ページの今ほどの関連ですが、10款、1項、2節、林道施設災害復旧費の2、900万円、今ほどの説明では増額補正の説明でありましたが、どこがどうなったのかその辺の詳細をお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長補佐が答弁いたします。

○農林課長補佐（新谷 茂君）

今ほどの質問についてですが、この予算は、令和5年6月1日から2日にかけての台風2号によって被災した林道藤川線の災害復旧費の予算となります。

林道藤川線災害復旧工事の予算につきましては、令和5年12月議会におきまして700万円の予算を承認いただき、令和6年1月30日に工事着手し、令和6年度へ繰越し施工しておりましたが、完成間近に法面が崩落したことから再調査検討した結果、当初の工法での復旧工事は困難となりました。

工法変更に伴う林野庁協議が令和6年9月10日に終了し、工法変更に伴う変更契約を締結する予算が繰越予算だけでは不足することから、速やかに災害復旧工事を実施完了するため、専決での予算計上とさせていただきます。

復旧工法といたしましては、元々特殊配合モルタル吹付のある個所でしたので、同じ工法での復旧をしておりましたが、法面が崩壊してしまいましたので、その後、変更いたしまして簡易法枠工による災害復旧としております。以上です。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、了承ですか。

○6番（赤松俊二君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから、承認第6号、町長の専決処分（令和6年度鬼北町一般会計補正予算（第4号））の承認について、を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第5、議案第62号、工事請負契約（多世代交流施設新築工事（建築工事））の締結について、を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第5、議案第62号、工事請負契約（多世代交流施設新築工事（建築工事））の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した多世代交流施設新築工事（建築工事）について、請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 多世代交流施設新築工事（建築工事）

2. 契約の方法 一般競争入札。

3. 契約の金額 4億95万円。

4. 契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市22番地1。愛媛・宇都宮特定建設工事共同企業体。代表者 愛媛建設株式会社 代表取締役、坂本信哉であります。

詳細につきましては総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第62号、工事請負契約（多世代交流施設新築工事（建築工事））の締結について御説明いたします。

本契約に関する工事は、高校を核とした地域活性化の拠点として、県外高校生・地域住民・小中学生など、幅広い世代が集い、学べる多世代交流施設として整備を行うものであります。

工事の概要といたしましては、構造が鉄骨造2階建て、延べ床面積978㎡、1階に多目的室、食堂、ラウンジ、キッチン、浴室等を備え、2階には、全国募集により北宇和高校へ入学した県外生徒などが長期滞在できる全28部屋の居室を備えた施設の整備を行うものであります。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しております図面を御覧ください。

今回の一般競争入札には、1企業体の参加がありました。

入札参加資格要件としましては、2者による特定建設工事共同企業体とし、代表構成

員は、建設業法第3条に基づく建設工事のうち、建築工事業の許可を受け、かつ特定建設業の許可を受けたもので、愛媛県内に本店を有し、経営事項審査を受け、愛媛県建設工事請負業者選定要領に基づく建築工事業の格付けがA等級の者であること。

構成員の資格としまして、建築工事業の許可を受け、鬼北町内に本店、支店又は営業所等を有し、経営事項審査を受けている者であることとしております。

入札の結果、予定価格以下、調査基準価格以上の範囲内で応札した当該企業体を落札者に決定し、10月22日付けで、同企業体と仮契約を締結したものであります。

なお、落札率は99.89%となっております。

以上で説明を終わります。

御審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

先般、この交流施設をつくるときに、簡単な説明をいただいたのですが、その時に建築については、2億6,380万という金額を提示されたと思いますが、現在、これ見ますと4億950万となっておりますが、その差について、説明をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問いただいた件でございますが、先般8月の臨時議会の時に御質問の内容の本体工事に係る予算の計上をさせていただいた際には、予算としまして建築、電気、機械の合計で6億2,000万円近くの予算を計上させていただいたと理解しております。御質問の中で、2億6,300万というような御質問の詳細な金額を御質問いただきましたが、そちらの金額の部分については、詳細の方は私もわからない部分があるんですけど、8月の議会のときには、本体工事で6億2,000万の予算を計上させていただき御理解をいただいたものと理解しております。以上です。

○2番（兵頭 稔君）

はい。わかりました。

○議長（程内 覺君）

いいですか。

他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

私は、反対の立場で説明していきます。

現在の鬼北町の人口は9千ちょっとしかいないのですが、5年後、10年後になってくると、いままでの調査によりますと、2030年には、15歳未満が557人になるということで、高校生がこの中に1年生で入っているその15分の1にはならないと思うのですが、10分の1ぐらいになるということは、入学生が50人ぐらいになるのです。今の北宇和高校が存続するかどうか。存続させるためにこれをつくると思うのですが、その時点になって高校がなくなったよ。この建物が残ったよとなると。この建物はどのように扱うのかとなりますので、反対させていただきます。

○議長（程内 覺君）

これから、議案第62号、工事請負契約（多世代交流施設新築工事（建築工事））の締結について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第63号、工事請負契約（多世代交流施設新築工事（電気設備工事））の締結について、を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第63号、工事請負契約（多世代交流施設新築工事（電気設備工事））の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した多世代交流施設新築工事（電気設備工事）について、請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 多世代交流施設新築工事（電気設備工事）

2. 契約の方法 一般競争入札。

3. 契約の金額 1億76万円。

4. 契約の相手方 愛媛県宇和島市伊吹町乙272番地14。桐島電工・兵頭電機特定建設工事共同企業体。代表者 株式会社桐島電工 代表取締役、桐島武徳であります。

詳細につきましては総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第63号、工事請負契約（多世代交流施設新築工事（電気設備工事））の締結についてご説明いたします。

本契約に関する工事は、多世代交流施設新築工事に伴う電灯設備、動力設備、電話及び情報通信設備、セキュリティ設備、太陽光発電設備などの整備を行うものであります。

なお、詳細につきましては、お手元にお配りしております図面も合わせて御覧ください。

今回の一般競争入札には、1企業体の参加がありました。

入札参加資格要件は、2者による特定建設工事共同企業体とし、代表構成員は、建設

業法第3条に基づく建設工事のうち、電気工事業の許可を受けたもので、愛媛県内に本店を有し、経営事項審査を受け、愛媛県建設工事請負業者選定要領に基づく電気工事業の格付けがA等級の者であること。

構成員は、電気工事業の許可を受け、鬼北町内に本店、支店又は営業所等を有し、経営事項審査を受けている者であることとしております。

入札の結果、予定価格以下、調査基準価格以上の範囲内で応札した当該企業体を落札者に決定し、10月22日付けで、同企業体と仮契約を締結したものであります。

なお、落札率は99.78%となっております。

以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

さっき8月で6億という説明を含めてという話だったんですが、その時の私の記憶が定かでないのですが、一番最初の説明で電気関係は4,986万円ですよということでは聞いていったんですが。その辺から比べますと倍以上になってはいますが、その時の説明を詳しくもう一度、1億になった8月の説明をもう一度お願いします。記憶がないので。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの質問にお答えしたいと思います。

今回、御説明で契約の案件3件をお諮りいただいている部分につきましては、8月に御説明をさせていただいた設計に基づいて、積算をした予算額に基づきですね、入札をさせていただき、今回、契約の内容をお諮りしているところであります。詳細の資料が手元にございませませんが、8月に予算をお諮りした際の本体工事費につきましては、建築で4億458万、電気で1億120万、機械で1億1,300万程度、合計で6億2,000万の金額を予算にお諮りさせていただいたと思います。以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員。了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

わかりました。

○議長（程内 覺君）

質疑ありませんか。

○10番（松浦 司君）

2点ばかりお聞きしたいと思いますが、この共同企業体桐島電工が本店と支店があると思いますが、本店、支店どちらがこの契約の対象になっているのか。それと桐島電工の10月22日仮契約時点での鬼北町全体の工事の受注件数、それと専任技術者、主任技術者は調査済みなのかお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

ただ今の質問ですけど、1点目の本店か支店かという部分につきましては、入札公告で愛媛県内に親の方につきましては、県内に本店を有しとなっており、宇和島の本店となっております。それから全体の受注件数につきましては、現在把握しておりません。ちょっとお時間をいただきまして、後ほどお答えしたいと思います。技術者も合わせて後ほど回答したいと思います。

○10番（松浦 司君）

今、総務課長の説明で仮契約ではありますが、契約対象事業者の調査をせずに仮契約をしたということですか。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

今回の入札につきましては、入札執行前に入札参加審査会の方で審査をしております。その際、建設業法によりますと4,000万円を超える下請けを出す場合に監理技術者が必要ということではありますが、桐島電工につきましては、特定建設業を持っていないために下請けには出せないということで、監理技術者が不要ということを確認しております。以上です。

○10番（松浦 司君）

監理技術者の話は聞いていないのですが、専任技術者と主任技術者のことを聞いているんですが、その確認はされていますか。

○議長（程内 覺君）

入札する時点で確認をされているかといった質問だったと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁いたします。

○総務財政課長（水野博光君）

入札前の審査会の方で専任技術者と主任技術者について問題ないと確認をしております。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○10番（松浦 司君）

了解です。はい

○議長（程内 覺君）

他、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

62号と同じで、反対です。理由も同じです。

○議長（程内 覺君）

賛成の討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから、議案第63号、工事請負契約（多世代交流施設新築工事（電気設備工事））の締結について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第64号、工事請負契約（多世代交流施設新築工事（機械設備工事））の締結について、を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第64号、工事請負契約（多世代交流施設新築工事（機械設備工事））の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した多世代交流施設新築工事（機械設備工事）について、請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 多世代交流施設新築工事（機械設備工事）

2. 契約の方法 一般競争入札。

3. 契約の金額 1億1,000万円。

4. 契約の相手方 愛媛県宇和島市三浦東499番地4。中村設備・兵頭電気特定建設工事共同企業体。代表者 有限会社中村設備 代表取締役、中村匡史であります。

なお、詳細につきましては総務財政課長が説明いたします。御審議の程よろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第64号、工事請負契約（多世代交流施設新築工事（機械設備工事））の締結について御説明いたします。

本契約に関する工事内容は、多世代交流施設新築工事に伴う衛生器具設備、給排水設備、給湯設備、汚水処理設備、空調設備、換気設備などの整備を行うものであります。

なお、詳細につきましては、お配りしています図面を御覧ください。

今回の一般競争入札には、1企業体の参加がありました。

入札参加資格要件は、2者による特定建設工事共同企業体とし、代表構成員は、建設業法第3条に基づく建設工事のうち、管工事業の許可を受けたもので、愛媛県内に本店を有し、経営事項審査を受け、愛媛県建設工事請負業者選定要領に基づく管工事業の格

付けがA等級の者であること。構成員は、管工事業の許可を受け、鬼北町内に本店、支店又は営業所等を有し、経営事項審査を受けている者であることとしております。

入札の結果、予定価格以下、調査基準価格以上の範囲内で応札した当該企業体を落札者に決定し、10月22日付けで、同企業体と仮契約を締結したものであります。

なお、落札率は98.72%となっております。

以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

62号、63号と同じように反対ということをお願いします。

○議長（程内 覺君）

賛成討論ありませんか。

他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

これで討論を終わります。

これから、議案第64号、工事請負契約（多世代交流施設新築工事（機械設備工事））の締結について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は、すべて議了しました。

ここで、町長から閉会の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

令和6年第3回鬼北町議会臨時会に提案いたしておりました、議案4件につきまして、原案のとおり議決いただき、誠にありがとうございました。

多世代交流施設については、幅広い世代が集い、学べる地域活性化の拠点、そして北宇和高校の魅力化を推進することを目指しております。来年9月の供用開始を目指しすみやかに整備を進めて参ります。

一部の御意見として20年後、30年後を見据えて異を唱える議員さんもいらしゃいまして残念な部分がありますけども、ただ、そういう御意見があるということは、十分

承知いたしております。今年の3月に知事、それから県の教育長が見えられた時に県の県立高校の再編計画というものは随時遂行しておりますと言われまして、それを考えると、例えば今年の4月に一つ目の寮の子供たちが入学していなかった時には、今の3クラスが2クラスになっておったという現状がございます。これから先も、鬼北町だけではなしに北宇和高校における生徒というのは、この四国西南地域のいろんな高校生が、今以上に入ってくれて、鬼北町の魅力をしっかりと捉え、また、自分たちが3年間ですばらしい鬼北町での北宇和高校の生活を送ってもらうということを念頭におき、そして、今までになかった様々の意見を町づくりの活性化に役立ていきたい。そのような前向きな気持ちを持って、住民の方々の御意見を聞きながら、これからも北宇和高校の魅力化に取り組んで参りたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、今後引き続き御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和6年第3回鬼北町議会臨時会の閉会挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（程内 覺君）

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第3回鬼北町議会臨時会を閉会します。

○副議長（末廣 啓君）

起立願います。

礼。

（午前9時45分 閉会）

以上会議の経過は、書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（5番）

鬼北町議会議員（6番）